

～流産・死産等で大切なお子さんを亡くされた方へ～ 京都市産後ケア事業について

流産や死産等により、大切なお子様を亡くされた方の悲しみは、計り知れません。京都市では、流産・死産を経験された皆様の心身の回復を願い、産後ケア事業を通じて支援を行っております。つらいお気持ちを少しでも和らげ、お子様との死別を経験された方が孤独感を感じることなく、安心して過ごすことができるようにサポートします。

対象者

京都市内にお住まいの方で

- ① 1年以内に流産又は死産等を経験された方
- ② 過去に流産又は死産等を経験された後、現在1歳未満の子がいる方

申請方法・実施場所

利用の申請は電子申請で受け付けています。

電子申請フォーム及びサービス提供者の一覧等は以下の二次元コードからご確認ください。

※ 利用開始日から4営業日前までに申請してください。

※ 施設等によって利用できるサービス区分、受入可能月齢が異なります。

※利用の流れや利用できる施設等の詳細は、こちらからご確認ください。



【利用の流れ】

- ① サービス提供者と日程調整
(電話等でサービス提供者と日程調整)【予約】
- ② 電子申請フォームで申請
(※入力時間の目安は5～10分です)
- ③ 申請受付メールが届く
↓※子ども家庭支援課が内容を確認後
- ④ 利用料等が書かれた決定通知書のデータがメールで届く【利用の決定】
- ⑤ 利用日当日
(※利用終了後、利用料等をサービス提供者にお支払いいただきます。)

サービス内容

グリーンケアに対応する産後ケア施設にて、ゆっくりと心身のケアを受けていただきます。

① 産後ショートステイ（宿泊型）

利用開始時刻から24時間以内の利用を1回

② 産後デイケア（日帰り型）

原則、午前10時から午後6時までの8時間の利用を1回

助産師等の専門職が自宅を訪問し、ゆっくりと心身のケアを受けていただきます。

③ アウトリーチ（訪問型）【令和8年8月から】

原則、午前9時から午後5時までの間で2時間の利用を1回

※サービス内容等は、「京都市スマイルママ・ホッと事業（産後ケア事業）」に準じます。

上段：減免前

下段：減免後

	利用料（1回あたり）			利用回数上限	利用料の減免
	A (注1)	B	C (注2)		
①ショートステイ (宿泊型) 【1泊2日】	4,900円		490円	7回まで	【A・B】 市民税課税世帯 合計で5回分まで利用料を減免します。
	3,600円	2,400円	0円		
②デイケア (日帰り型) 【8時間】	2,400円		240円	デイケアと アウトリーチ を合わせて 合計7回まで	【C】 市民税非課税世帯 生活保護世帯 全ての利用で 利用料を無料にします。
	1,200円	0円	0円		
③アウトリーチ (訪問型) 【2時間】	1,000円		0円		
	500円	0円	0円		

注1 利用者及び夫の前年の所得（1～5月までの申請については前々年の所得）の合計額が730万円以上の世帯

注2 サービスを利用する年度（4～5月に申請する場合は前年度）の個人市民税が非課税または、生活保護法の規定による被保護世帯

※サービスを利用する年（1月～5月の申請は前年）の1月1日時点で本市に住民票がない場合は、ご自身で前住所地に対して課税証明書を取り寄せていただく必要があります（申請日時点で生活保護を受給している方は除く）。